

## R2年度 第1回議会モニター会議概要（案）

## (1) 開催日程・時間・場所

○日程:11月19日(木曜) 18時30分～20時 (90分)

○場所:中央公民館 2階講堂

○開催までのスケジュール

議運	(全協)	議運	議運	資料送付	全協	第1回会議
10/6	(10/13)	10/●	11/4	11/5	11/●	11/19

## (2) 意見交換テーマ

ア. テーマ選定 ～グループごとに①②両方を行う。時間配分はグループ内で決定する。

①:読みたくなる議会だより

・資料-特に議論の課題としやすい議会だよりを数点ピックアップ

②:コロナ禍に感じたこと(国や町などの対策などから)

・資料:国、町のコロナ対策予算資料から抜粋 -資料4参考②-1～-3

③:最後に意向確認-今後のモニター会議のあり方(オンライン会議の可否も)

イ. テーマ周知と説明

○テーマ・関連資料は事前送付の資料として予め周知。 -資料4-2

## (3) グループینگと会議進行

ア. グループ

○1グループあたり4～5人程度で6～8グループ

○グループへの割り付けは、出席予定者をもとに開催までに調整する

イ. 会議進行

○意見交換をまとめるため、テンプレートを用意する。 -各進行案・テンプレート

## (4) その他

○「新北海道スタイル」を遵守する

[マスク着用、手指消毒、室内の換気、座席間を1.5m 空ける など]

○開催日2週間前以降(11/6～)に町内でのコロナ感染があった場合は中止

【テーマ① 読みたくなる議会だより グループ進行案】

○「毎月発行」がウリの芽室町議会だより・・・読んでもらえているのかな

[ディスカッション]:

芽室町議会だより、毎月読んでもらっているのだろうか  
自分だけでなく家族やまわりの人はどうだろうか



○今の議会だよりを評価すると・・・

[ディスカッション]:

「良いところ」はどんなこと？  
逆に「改善したほうがよいところ」はどんなこと？  
①構成、②言葉(用語など)の使い方、③記事の内容、④写真や字体の使い方  
などから評価してみよう



○「読みたくなる議会だより」になるために

[ディスカッション]:

まずは手に取ってもらうためには、どうすればよい？  
読んでもらうために、  
「良いところ」を、更に良いものをするためにどうしたらよいだろう？  
「改善したほうがよいところ」をどのように改善したらよいだろう？

## 【テーマ② コロナ禍に感じたこと グループ進行案】

○新型コロナ発生から今に至るまでを参考資料などをもとに各自振り返っておく

[ディスカッション]:

皆さんの暮らしに何が起こった？ どう感じた？  
無くしたものは？ 得たものは？



○国民の暮らしを支え・不安を解消し・経済を立て直すため・・・として、様々な対策が出されたが

[ディスカッション]:

国が出した対策は、役立ったか？  
町が出した対策は、役立ったか？  
自分ならどのような対策があるべきと考える？



○これからは「with コロナ」の時代？

「うまく付き合って生きていくしかない」のだろうか？

[ディスカッション]:

だとしたら、これからの暮らしはどうなっていくのか？  
どんなことが必要なのか(暮らし、家業、社会、経済・・・)

# 「読みたくなる議会だより」テンプレート

## 1 毎月発行の議会だよりだけど、読んでもらえているのかな？

## 2 今の議会だよりを評価してみよう

- ①構成
- ②言葉(用語など)の使い方
- ③記事の内容
- ④写真や字体の用い方

## 3 「読みたくなる議会だより」になるためにはどうしたらよいか

- ①構成
- ②言葉(用語など)の使い方
- ③記事の内容
- ④写真や字体の用い方
- ⑤その他

# 「コロナ禍に感じたこと」テンプレート

**1 「コロナ」感染拡大で暮らしに何が起こった？どう感じた？**

**3 「with コロナ」の時代、暮らしはどうなっていく？**



**2 コロナ対策」いろいろあったけど、どうだった？**

令和2年度

## 第1回芽室町議会モニター会議次第

日時：令和2年11月19日（木曜）  
18:30～20:00  
場所：中央公民館2階講堂

### 1 開 会

挨拶 早苗 豊 議長

### 2 議会モニターと議員との意見交換

#### ①本日の意見交換の趣旨について

議会運営委員長 梶澤 幸治

#### ②ワークショップ（グループごとにディスカッション）

### 3 情報共有

進行・総括： 議会運営委員長 梶澤 幸治

### 4 閉 会

挨拶 常通 直人 副議長

司会・進行 議会運営委員会副委員長 中村 和宏

令和2年度  
第1回芽室町議会モーター会議資料

令和2年11月19日

芽室町議会

## 意見交換会（ワークショップ）進行次第

### ■ワークショップ「テーマ」

①:読みたくなる議会だより  
参考資料 ①

②:コロナ禍に感じたこと  
参考資料 ②-1~②-3

- 1 ファシリテータ（司会・進行者）あいさつ  
記録者（模造紙など）、発表者（グループファシリテータが行っても可）の決定。
- 2 テーマ①②の時間配分を決定 （ 5分）
- 3 進行案とテンプレートを活用してディスカッション  
（60分）
- 4 テンプレートを活用して発表 （各グループ5分）

※グループによって時間配分が異なりますので、  
途中、残り時間を適時お知らせします。



## R2 第1回議会モニター会議意見交換会 グループ編成

(各モニターのグループ割り付けは当日までに調整)

**A**

正村紀美子	委員長
西尾一則	委員
中村和宏	委員
堀切 忠	委員
	モニター
	モニター
	モニター
	モニター
	モニター

**C**

立川美穂	委員長
常通直人	委員
寺町平一	委員
橋本和仁	委員
	モニター
	モニター
	モニター
	モニター
	モニター
	モニター

総務・経済グループ

厚生・文教グループ

**B**

鈴木健充	副委員長
柴田正博	委員
黒田栄継	委員
	モニター
	モニター
	モニター
	モニター
早苗 豊	議長

**D**

渡辺洋一郎	副委員長
広瀬重雄	委員
梶澤幸治	委員
中田智恵子	委員
	モニター
	モニター
	モニター
	モニター

令和2年度  
芽室町議会 議会モニター名簿

氏 名	住 所 (地 区)	備考
秋葉 秀明	(五条町)	新
雨山 理恵	(愛生町)	再
池戸 朋弘	(高岩)	再
石田 幸治	(泉町)	再
太田 貢	(上美生)	再
佐藤 涉	(青葉東)	新
篠原 淳一	(西町)	再
島部 弘子	(毛根)	再
珠玖 謙一	(中央町)	再
鈴木 賢	(美生)	再
鈴木 美幸	(錦町)	再
土井 禎悟	(関山)	再
中田 照子	(曙町)	再
畠山 大輔	(中伏古)	再
福田 清貴	(上伏古)	再
藤井 信二	(共栄)	再
渡邊しのぶ	(弥生中央町)	再
渡辺 洋志	(弥生西町)	再

任期：令和2年7月1日～令和3年6月30日  
(五十音順)

# 芽室町議会モニター設置要綱

(平成24年3月30日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会モニター（以下「町議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「町議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 本町の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 町議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは増員することができる。

(資格)

第4条 町議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の町民であり、かつ、芽室町職員、議員又は各種行政委員でないこと。
- (2) 町議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法)

第5条 町議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 町議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱に当たっては、町議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 町議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 町議会モニターから辞任の申し出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 町議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第9条 町議会モニターは無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、支給することができる。

(職務)

第10条 町議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

(1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。

(2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。

(3) 議会の政策提案に関すること。

(4) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。

(5) 町議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。

(6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 町議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

3 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。